

平成 2 3 年 3 月 2 4 日

平成 2 3 年第 1 回 岬町 議会 定例会

第 3 日 会議録

平成23年第1回(3月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成23年3月24日(木)午前10時36分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	中 原 晶
5番	和 田 勝 弘	6番	出 口 實	7番	奥 野 学
8番	谷 本 貢	9番	反 保 多喜男	11番	辻 下 文 信
12番	辻 下 正 純	13番	豊 国 秀 行	14番	小 川 日出夫
15番	竹 内 邦 博				

欠席議員 なし

欠 員 10番

傍 聴 21名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	教 育 長	田 中 繁 樹
総 務 部 長	中 口 守 可	総 務 部 理 事	中 村 光 延
企 画 部 長	笠 間 光 弘	総 括 理 事	白 井 保 二
住 民 福 祉 部 長	芦 田 貴 志 雄	都 市 整 備 部 長	松 永 永 三
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長	古 谷 清	企 画 部 理 事	谷 下 泰 久
住 民 福 祉 部 理 事	南 康 明	住 民 福 祉 部 理 事	岡 本 茂
都 市 整 備 部 理 事	入 口 博 行	都 市 整 備 部 上 下 水 道 担 当 理 事	末 原 光 喜
会 計 管 理 者 兼 理 事	淵 原 義 仁	総 務 部 総 務 課 長	中 田 道 徳

財 政 課 長 四至本 直 秀

企画部秘書人事課長 保 井 太 郎

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局副理事 大 山 鐵 男

議事日程

- | | |
|------------------|--|
| 日程 1 | 三常任委員長報告 |
| 日程 2 議案第30号 | 平成 2 2 年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
(第 2 次) の件 |
| 日程 3 議案第31号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程 4 議員提出議案第 1 号 | 岬町議会議員定数条例の一部を改正する件 |
| 日程 5 | 議会運営委員長報告 |

(午前10時36分 開議)

○竹内邦博議長 皆さん、おはようございます。

本日の会議に先立ちまして、去る3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖大地震及び大津波により被災されました方々に、心よりお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしまして黙祷を捧げたいと思います。

皆さん、ご起立を願います。

黙祷。

黙祷を終わります。着席をお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただいまから平成23年第1回岬町定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時36分です。

本日の出席議員は13名です。欠員1名です。

定足数に達しておりますので、定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

田代町長からの発言を求められておりますので、これを許可します。

○田代町長 皆さん、おはようございます。

平成23年度第1回岬町議会定例会の最終日に当たり、ただいま議長のほうから発言の機会を得ましたので発言をさせていただきます。本当にありがとうございます。

今定例会には新たな岬町総合計画や行財政改革プラン（案）などを踏まえた平成23年度岬町一般会計予算（案）を調製し、いわば今後の岬丸の進むべき第一歩目の指針となる重要な予算審議を提案させていただきました。

後ほど三常任委員長さんより順次ご報告がございますが、ご承知のとおり、厚生委員会及び総務文教委員会に付託された一般会計予算案が否決されました。

私は、予算を調製し議会に提案した責任者としてこのことを真摯に受けとめ、素直に反省いたしております。

委員会での論点としては、多奈川保育所の再開に伴う入所手続や保護者への説明、運営経費、また24年度に移転、開設するための多奈川小学校の改修費、そして各種防災・災害時に必要な危機管理体制の充実を図ること、事業系の住民窓口のスムーズな対応を図るための庁舎整備に関するものでありました。

私は、子育て施策を充実するために、これまでの議会での審議、予算計上の経過を踏まえ、また大規模地震などの災害が発生した場合の対応策にかかわる予算計上を行ったところでありますが、委員会での審議を行う中で、議会に対し十分な理解を得られる事前説明や経過報告などが不足していたと痛感したところであります。

竹内議長をはじめ各議員の皆様方の心労を煩わせたことに対して心からおわびを申し上げます。

今後はこのたびの反省を踏まえ、行政としての説明責任を果たしてまいりたいと存じますので、何とぞご理解の上、最終日の審議をよろしくをお願いをしたいと思います。貴重な時間をいただきありがとうございました。

○竹内邦博議長 それでは、会議に入ります。

日程1、三常任委員長報告を求めます。

過日、3月2日の本会議において、総務文教、厚生、事業の各委員会に付託しました議案について、各委員会で慎重に内容の審議をしていただき、その結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、奥野 学君。

○奥野事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をします。

3月2日の本会議において、本委員会に付託されました8件の議案については、3月8日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。

議案第4号、平成22年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件のうち、本委員会に付託された議案については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第6号、平成22年度岬町水道事業会計補正予算（第4次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第7号、平成23年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第11号、平成23年度岬町下水道事業特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第12号、平成23年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第18号、平成23年度岬町水道事業会計予算の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第19号、町道路線の認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第28号、岬町下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された8議案についての報告を終わります。

○竹内邦博議長 それでは、事業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、出口實君。

○出口厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

3月2日の本会議において、本委員会に付託されました11件の議案については、3月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第4号、平成22年度岬町一般会計補正予算(第7次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第5号、平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第7号、平成23年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、挙手少数で否決されました。

議案第9号、平成23年度岬町国民健康保険特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第10号、平成23年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第13号、平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第14号、平成23年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第20号、岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第25号、岬町特別会計条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第26号、岬町学童保育に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第27号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された11議案について、私の委員長報告を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

○竹内邦博議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、川端啓子君。

○川端総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

3月2日の本会議において、本委員会に付託されました10件の議案については、3月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議案第4号、平成22年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件のうち、本委員会に付託され

た案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第7号、平成23年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手少数で否決されました。

議案第8号、平成23年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第15号、平成23年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件、議案第16号、平成23年度岬町深日財産区特別会計予算の件、議案第17号、平成23年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件までの3件については、一括議題とし、質疑・討論なく、3件とも満場一致で可決されました。

議案第22号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、可否同数で委員長裁決により可決されました。

議案第23号、岬町立集会所条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第24号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第29号、岬町財産区管理会条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された10議案について報告を終わります。ありがとうございました。

○竹内邦博議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第4号「平成22年度岬町一般会計補正予算(第7次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第4号「平成22年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件」について、起立により採決します。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○竹内邦博議長 起立多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第5号「平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「平成22年度岬町水道事業会計補正予算（第4次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第6号「平成22年度岬町水道事業会計補正予算（第4次）の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「平成23年度岬町一般会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

小川日出夫君。賛成ですか、反対ですか。

○小川日出夫議員 反対です。

○竹内邦博議長 許可します。

○小川日出夫議員 初めに、大地震の被災者に哀悼の意を表します。

さて、東北関東大震災の復興のために国民すべてが協力をしなければならない事態が発生しております。国からおりてくるお金も減額という事態もあるかもしれません。このようなときに、いつもにまして予算編成に1円の無駄があってはなりません。

しかし、平成23年度の当初予算には幾つかの問題点があります。その一つが保育事業についてです。過日の読売新聞では、多奈川保育所の再開は厚生委員会の中で事業費が多めで説明不足で否決になったと報道されました。

この事業は平成24年度に多奈川小学校で保育を再開するために要する工事費で6,000万円必要としています。この内容が十分説明されていないからです。また、平成23年度の1年に限って多奈川保育所に再開する予算にも問題があります。

田代町長も就任直後の所信表明で、平成23年度までには多奈川小学校の空き教室を使って多奈川保育所を再開すると言っていました。当時、多奈川保育所を休所することにより1年間で4,600万円削減効果が生まれる。すなわち4,600万円お金が余ると厚生委員会で説明を受けました。このことは現在町のホームページでも公表されています。この削減効果がなくなるという事は、厳しい町の財政状況の中で毎年重く重くのしかかるものです。

こういった予算以外にも反対する理由があります。それは、まず保育の質の問題です。平成23年度から元の多奈川保育所で再開した場合、1歳児と2歳児を合同で保育する複式学級、3歳児と4歳児も複式学級と聞いております。また、多奈川と深日が分離することによって、深日保育所においても複式学級の心配が出てきます。各年齢の子どもが集まって集団保育をするのが望ましいのはだれもが考えていると思います。

次に、直近の保護者のアンケートでは、18世帯のうち11世帯が再開に反対という結果を私は重視すべきだと思います。過去のアンケートでは再開を望む保護者が多かったのですが、保護者の考え方は変化しています。直近の保護者の意見を尊重すべきだと思います。

さらに、岬町には淡輪、深日、休所中の多奈川の保育所の建物がありますが、私が調べたところ、多奈川保育所は昭和44年にラーメン構造により建築されたものであり、老朽化だけではなく、構造上も最も耐震性に劣り、震度4程度でも倒壊するおそれがあるかもしれないと聞き及んでおります。東北関東大震災では予想をはるかに上回るマグニチュードが観測され、人々が期待を寄せていた防潮堤すら津波に破壊されました。これに連動する地震の発生も危惧されております。多奈川保育所を休所するときに説明された耐震化されていないから危険、交通量が多い府道に面していてカーブもあり危険などという問題は何一つ解決されておられません。

住民の命と財産を守る立場にある行政のトップである町長が、未来の宝である大きな財産である子どもたちをこのような危険な建物で保育する方針を出すことに対して大変不信感を持っております。少しでも安全性の高い建物で保育すべきです。

保護者が多く望んでいないところで、しかも耐震性に不安のある建物で性急に再開する必要があるでしょうか。

2点目は、機構改革に伴う予算の問題です。

機構改革に係る改造費用として、当初予算で修繕費306万2,000円を計上しております。そもそも4月1日の機構改革であれば、これにかかわる費用は第7次の補正予算に計上すべきではないでしょうか。

しかも、入札を必要とする金額です。工事期間を要するのであれば、12月議会にでも提案すればよかったと思っています。このような予算を伴う機構改革は十分計画性を持っていかねばなりません。当初予算で改造費を計上しておいて、一体いつの時点で職員は移動を行うのでしょうか。この間、住民サービスの低下はないでしょうか。

新年度になれば、住民の皆さんには新たな年のサービスを受ける権利と納税や保険料の納付といった義務が発生します。したがって、これらのお知らせは遅くとも3月31日までに住民の皆さんのもとに届けねばなりません。しかし、きょうまで担当部署の名前すら決まっていない状態で、本当に間に合うのか不安であります。

最後に、これがある意味最も根本の問題かもしれませんが、田代町長は就任直後、所信表明で、支出を抑えるとともに収入の確保に努め、借金に頼らない、将来世代に負担を先送りしないと述べられていました。5億5,900万の借金を将来世代に押しつけていいのでしょうか。私は、田代町長が議員当時に、町債の発行は住民の借金の先送りと教えていただきました。5億5,900万円もの町債を少しでも抑えていただきたいと思ひまして、私の反対討論といたします。

○竹内邦博議長 次に、賛成の方の討論。

辻下正純君。

○辻下正純議員 このたび行政側が提案されている平成23年度当初予算の予算編成作業は、約5カ月前からヒアリングを重ね、復活折衝をし提案されたと理解している。

行政改革を進める一方で、住民本位の立場に立って一日も早く政策推進をさらに進めることに注文をつけ、ここに当初予算に対する賛成討論といたします。

○竹内邦博議長 次に、反対の方の討論を許可します。

奥野 学君。

○奥野 学議員 多奈川保育所の再開の件について、私は、再三昨年的一般質問の中でも田代町長に強く要望してまいりました。

私は、多奈川保育所の再開については何が何でも反対ではありません。ここ数年の財政状況を見た上での再開をすればいいという思いであります。一方で、一般町民の方々には、今後、第2次行財政改革プランによって約130項目の改革を実施検討、何が何でもお願いしていかねばならないわけであります。今後、数年のうちには私は財政の非常事態を迎えると考えます。ここ数年の財政状況を見ながらの再開を考えていただきたいと思っております。

そして、多奈川と深日が統合して集団保育となり、子ども、保護者にとってもメリットのほうが大変大きかったと考えます。

よって、平成23年度からの再開については反対ですので、今回の一般会計についての反対討論といたします。

以上です。

○竹内邦博議長 次に、賛成の方の発言を許可します。

豊国秀行君。

○豊国秀行議員 23年度の予算については賛成できかねるところもあるが、その案件のみを否決すればすべての事務事業が執行できなくなります。このようなことにならないように、重要な案件については理事者と議会と十分話し合って進めてほしいと思います。

直近では、多奈川保育所については4月からの開所間際になって考えの相違が出てきているようですが、今、この時点では予定どおり開所し、多奈川に行きたい人、また深日に行きたい人、自由に選択すればよいと思います。

また、多奈川小学校の教室の改修工事の予算も計上されていますが、決して少額ではありません。この件も含め、来期、議員になられる方は事務事業執行には十分協議して進めてほしいと思います。

23年度予算については、修正するべきところは修正することを条件として賛同いたします。

○竹内邦博議長 次に、反対の方の討論を行います。

討論ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 来年度の一般会計予算について反対討論を行います。

一般会計予算につきましては、福祉分野から事業関係まで幅広い事業を総合して判断するということになるため、賛否を決するに当たっては毎年大変悩まされるものであります。特に今回については、私も含めて各議員が求めてきた住民の願いにこたえる事業の拡充も数多く盛り込まれており、行政としての努力が感じられるものでありました。

家庭ごみの収集運搬については住民の多くが無料化を願っています。せんだっての一般質問においても、町長から無料化継続への意欲が示され、予算上も無料化を継続する内容の予算となっています。

妊婦健診の公費助成については、昨年度に引き続いて助成額を増額し、経済的に困窮する世帯がふえるもとで安心、安全な出産をとの願いにこたえるものであると評価するものであります。

乳幼児医療費の助成についても助成対象を4歳未満から小学校入学前までに拡大をし、子どもの命と健康、子育て世帯を経済的に支えるという英断を行ったと考えるものであります。

子育て支援としては、ほかにも小児用肺炎球菌、ヒブ、子宮頸がんの3種ワクチンについても来年度からは全額無料でワクチン接種が受けられるように接種費用への公費の投入の考えが示されたところであります。

妊婦健診や乳幼児医療費への公費助成などを拡充させることは子育て世帯を励ますのみにとどまらず、若い世代と将来を担う子どもたちが岬町に住み続けられる子育てしやすい環境づくりの一環であり、町に活気を取り戻すことにもつながるものであります。

また、多奈川保育所の再開についても、地域に一つの保育所が必要であるとの考えから再開を決断され、4月から多奈川保育所が再開される準備が進められております。私は多奈川保育所の休所に強く反対をし、再開を求めてきたものの一人として、再開そのものについては歓迎をするものであります。

再開に当たっては、これまでも繰り返し求めてきたとおり、当事者や関係者、地域の皆さんの要望などをよく聞き、合意を形成することが重要であります。

特に、移行期である来年度、再来年度には丁寧で柔軟な対応が求められます。一層の努力を改めて求めたいと思います。

町長と担当部局の努力はさまざま感じるところではありますが、もう一方で、予算上看過できない問題も含まれております。ピアッツァ5の公衆浴場の運営については、継続させるのかどうか住民の間に不安が広がっています。自宅にお風呂がない方にとっては死活問題であります。自宅にお風呂があっても、ご高齢のひとり暮らしや高齢のみの世帯などではお風呂での事故が多いため万が一のときに発見が早まることを考えて、公衆浴場での入浴を選んでいる方もおられます。公衆浴場での人との交流を楽しみに生活している方もたくさんおられ、お風呂がなくなると、一日一歩も外に出ない、だれとも話をしないことになるとの不安の声が寄せられております。

現在、8月以降の指定管理者の選定が進められており、応募された2社とも公衆浴場の運営の継続に前向きであるとの情報が得られておりますが、町の態度があいまいであることに大きな問題を感じざるを得ません。町の姿勢として公衆浴場の継続を掲げるべきものを、行財政改革計画の中では公衆浴場の廃止が明記されたままであります。先行きが不透明な状況であり、公衆浴場の継続が確実でないことは不安材料の一つであります。

また、行財政改革の中では赤バスの運営補助金を削減する計画が示されており、予算上も同様であります。バスの便数が減り、利用しづらくなるのではないかとといった不安の声が聞かれ、住民の日常の移動手段を守る責任を果たそうとする姿勢が感じられません。

ほかにも行財政改革計画の中には社会的弱者である生活支援ハウスの入居者に対する負担増が計画されており、来年度予算においては居住費の負担を求める内容が示されております。年間所得120万円以下という生活困窮者にさらなる支出を求めることは余りにも酷であります。

教育についても、生活困窮世帯の児童生徒への経済的下支えである就学援助制度がありますが、かねてより拡充を求めてきたにもかかわらず基準の引き上げは行われることはなく、国から示されたPTA会費やクラブ活動費などの加算も見送られ、貧困が広がる中で住民生活を支えるものとは言いがたいと、非常に残念に感じるものであります。

団体補助金についても、運営補助から事業費補助へと本来の補助のあり方に切りかえていくべきところが、岬町人権協会への補助を継続するなど、賛同できない要素が含まれていると考えるものであります。

以上、申し上げましたとおり、積極的に評価できるものとそうでないものが混在していると考えられるものでありますが、総合的に判断した結果、行財政改革の名のもとに行われようとしているさまざまな住民サービスの切り捨てや負担増の影響を考えると賛成という立場には立てません。

国や大阪府からの補助金などが削減され続ける中で、住民生活を根底から支え、住民福祉の増進を図るという地方自治体の本来の役割を果たすことを改めて求めたいと思います。

なお、加えて11日に発生した地震の影響によって、今後、本町の予算においても変更を余儀なくされることが大いに予想されます。現地へのでき得る限りの支援を行うと同時に、岬町住民へのサービスを維持向上させるために最大限の努力を払うよう求めて討論を終わります。

○竹内邦博議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

川端啓子君。

○川端啓子議員 賛成の立場で討論させていただきます。

私が委員長を務める総務文教委員会では否決されております。各議員におかれましてはさまざまなお意見があると思いますが、私としましては、妊婦健診公費負担の拡充、また乳幼児通院医療費助成制度が就学前まで年齢拡充されること、また女性のがんを守るためなどのワクチン助成がなされること、こうしたことが実施されることを大いに評価したいと思います。

また、今回はブックスタート事業が実施されることになりました。大変うれしく思います。乳児が絵本とのふれあいをサポートするためのものであります。数年前から私はこのブックスタート事業を要望してきただけに、大変うれしく思いました。本当に厳しい財政状況の中、予算の配分については大変難しいものがあると思いますが、今後もこの本に親しみ、豊かな心をはぐくむ環境づくりが岬町としてなされますように、赤ちゃんから始まって、この豊かな環境づくりができるようにさらにこのことが進むことを期待いたしまして賛成討論といたします。

以上です。

○竹内邦博議長 次に、反対討論の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 続いて、原案に賛成の方の発言を許可します。

○反保多喜男議員 先ほど来、反対、賛成と討論が続いてますが、多奈川保育所の再開について大いに議論になっております。

私は多奈川保育所の再開につきましては賛成でございます。最近、子どもを取り巻く環境は、社会の変化に伴いさまざま変わりしていると思います。その中で、ここ岬町におきましても子育てがしやすい環境や子どもたちがすこやかに育つような環境を整備しなければならないと思っております。やはり、子どものこと本位で考えていくべきやと思っております。

そのような中で、特に多奈川保育所を早期に再開することが必要であると私は考えておりますが、保育所は過去に淡輪、深日、多奈川の3カ所にありましたが、平成21年に深日の保育所と多奈川保育所が統合され、保育所は現在2カ所になっております。

このことは、地域にとってよいことなんでしょうか。岬町全体の発展を考えたとき、多奈川地

区の少子化と過疎化を一層進行させるようなものではないかと私は考えております。

今後、深日地区にも少子高齢化の影響は及ぶと思います。将来の岬町のあり方を考えるときに、各小学校区に保育所を置くことは必要であると考えておりますが、子どもたちの健やかな成長のためには地域に根差した保育所が多奈川地区に必要であると考えております。

少子高齢化の進行で、家族や地域の結びつきが非常に薄くなってきておりますが、子育ての協力者や仲間を得ることが難しくなり、家庭における子育ての負担や不安が増大しております。親の悩みや不安は子どもの成長にさまざまな影響を及ぼすことが懸念され、子どもの健全な成長のためには多奈川地区に保育所を設けることで子育て世代の地元定着を促進させ、子育てに不安をなくすことが必要であると思います。そのためにも、1年でも早く多奈川保育所を再開させるべきであると思っております。

また、子どもの成長する過程で多奈川保育所から多奈川小学校、中学校へと進んでいくことで、地元には保育所があれば自然な形で保育所、小学校、中学校に上がっていくことができ、子ども同士の長い信頼関係を保つことができ、子どもの送迎についても、近くに住まれております祖父母の手助けを得て、安心、安全に通うことができると思います。そして、また家族のきずなもそこで太く、深くきずなが出てくると思います。

なお、多奈川地区に保育所があることで、地元の幼稚園との交流保育や地域社会が連携を図ることができると考えております。

以上のことで、私は先ほど来、再開についての賛否がされておりますが、多奈川保育所を早期に再開させること及び一般会計予算についての賛成討論といたします。

以上です。

○竹内邦博議長 次に、原案に反対の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

辻下文信君。

○辻下文信議員 ただいま反保議員から細かい説明がなされましたので、もう私からごく簡単に発言させていただきます。

予算面については、今後の節約ということで交渉によってもっと節約する必要があるとは思いますが、今、先ほど言われたように、多奈川地区は非常に過疎化が進んでおります。それを食いとめるための一つの策として私はこの予算は有効予算だと思いますので、賛成したいと思います。

○竹内邦博議長 次に、原案に反対の方の討論ございませんか。

出口 實君。

○出口 實議員 今、小川議員、奥野議員がお話してたとおり、私も実は多奈川の元保育所にはやはり二重の経費がかかります。そういう中で、再開には反対はしませんけども、やはり児童が、特に安全、安心の場所で保育が受けられること、それが一つの条件でございまして、二重に無駄な経費をかけることは非常に住民にとっても血税を削減されるということになりますので、できましたら24年度の多奈川小学校のほうで再開をお願いしたいと思います。

それともう1点、やはり事務条例の部分で本庁の一部をまた改造しまして、そういう中でまた無駄な経費を使うということは非常に血税を無駄にします。そういう中で反対討論といたします。

○竹内邦博議長 次に、賛成討論。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 賛成討論をいたします。私は、昨年の3月議会において、多奈川保育所の復活に必要な経費を盛り込んだ当初予算について賛成討論を行いました。

その後、田代町長は保育所復活に向けた取り組みを積極的に進め、平成23年度の予算では旧多奈川保育所での再開に係る経費を、また多奈川小学校への移転に必要な施設改修工事費などを計上しております。

私は多奈川保育所の早期の再開を願っており、これに必要な経費を盛り込んだ当初予算について賛同する立場から発言させていただきます。

本町は毎年毎年人口が減少しております。これとあわせて高齢化も著しく進行しております。特にこの傾向は多奈川地区において著しい状況にあります。

こうした人口減少や高齢化に歯どめをかけるには、若者の働く場所の確保やきめ細かな子育て支援策が住み続けたいという若者をふやし、それがまちの活性化につながるものと考えております。

こうした私の考え方は田代町長も同じであり、町長は各小学校単位で保育所を設置し、地域に根差した子育てを進めるなどきめ細やかな子育て支援策の実施を表明されております。

今般、こうした方針のもとに現在休止中の多奈川保育所を再開する方針を決定し、この再開に必要な経費を当初予算に盛り込まれております。

私は、多奈川地域が抱える課題に対して積極的に取り組む町長の姿勢を大きく評価し、この当初予算に賛同するものであります。

多奈川小学校は地域住民のコミュニティー活動の拠点となっており、地域に根差した子育て環

境のすばらしさは皆様もご存じのとおり、昨年、橋下大阪府知事が視察されたことでおわかりいただいたものと考えております。

また、この小学校は昨年度に耐震補強工事も終えており、この場所は子どもの誕生から小学校卒業までの安心、安全に子育てができる理想的な立地条件を備えております。

私は、こうした安心な多奈川小学校に平成24年度から保育所を移転させることは、町長が進めようとする子育て支援策の先駆的な事例になるものと考えております。

そして、私は地域の子どもたちが小学校のお兄さんや地域のお年寄りと一緒に保育されている様子を思い浮かべ、早くこの目で皆さんと一緒に見たいと今から楽しみにしている次第であります。

私はこうした考えを実現する町長の施策に賛同し、多奈川小学校に移転するに必要な経費を盛り込まれた当初予算に賛成するものであります。

以上で、賛成討論を終わります。

○竹内邦博議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで討論を終わります。

中原 晶君。

○中原 晶議員 休憩を求めます。ちょっと確認したいことがありますので、休憩動議を提出したいと思います。

○竹内邦博議長 それでは、暫時休憩したいと思います。

次の再開は11時40分といたします。

(午前11時30分 休憩)

(午前11時45分 再開)

○竹内邦博議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、議案第7号「平成23年度岬町一般会計予算の件」について、起立により採決します。

本件に対する事業委員長報告は可決です。厚生委員長及び総務文教委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決いたします。

議案第7号「平成23年度岬町一般会計予算の件」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○竹内邦博議長 起立多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決しました議案第7号「平成23年度岬町一般会計予算の件」に対し、鍛冶末雄君ほか9名から附帯決議案が提出されております。

提出者から趣旨説明を求めます。

議会議員、鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議案第7号、平成23年度岬町一般会計予算の件に対する附帯決議を別紙のとおり岬町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、岬町議会議員、鍛冶末雄。

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員、谷本 貢、豊国秀行、辻下文信、反保多喜男、和田勝弘、辻下正純、中原 晶、川端啓子、以上であります。

議案第7号、平成23年度岬町一般会計予算の件に対する附帯決議（案）について説明いたします。

裏面をご参照ください。

本予算について説明が不十分であったこと、さらに説明責任を果たされるよう求めるとともに、下記の内容で執行に際しては善処されるよう強く要望します。

1. 多奈川保育所の再開については、保護者からのアンケート結果及びこれまでの議会及び厚生委員会での議論等も踏まえ厳正に対処し、再開に要する工事費6,000万円の執行については、コスト削減に努めること。

2. 庁舎整備費の執行については、防災機能の充実に努め、より一層の努力を行うことはもちろんであるが、先のことも見据え慎重な対応をし、コスト削減に努めること。

以上、決議する。

平成23年3月24日。大阪府泉南郡岬町議会。

以上でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○竹内邦博議長 反対の方、おられますか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 それでは、賛成の方の発言を許可します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 一般会計の補正予算そのものについては反対という立場をとらせていただきましたが、この附帯決議に掲げられているコストの削減ということについては当然であるという立場から賛同するものであります。

以上です。

○竹内邦博議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで討論を終わります。

これより、議案第7号「平成23年度岬町一般会計予算の件に対する附帯決議(案)」について、起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○竹内邦博議長 起立多数です。よって、議案第7号「平成23年度岬町一般会計予算の件に対する附帯決議(案)」は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「平成23年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第8号「平成23年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「平成23年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○竹内邦博議長 発言を許可します。中原 晶君。

○中原 晶議員 来年度の国民健康保険特別会計予算につきましては、厚生委員会の審議の場において特定健康診断の受診率の向上が示されたところでありまして、担当課の努力を評価するものであります。来年度においてもさらなる努力がなされることもお聞きし、成果を期待するところであります。

特定健診の内容等については不十分さを感じる点ではありますが、今後も病の早期発見、早期治療のために有効な運用をこの場で改めて求めたいと思います。

もう一方で、委員会審議において来年度の保険料4%増額という見通しが示されたところあります。保険料の値下げを求めて一般質問もし、保険料の値上げにこれまで繰り返し反対してきたところあります。所得の2割近くを占めるような高い保険料で、国民健康保険加入世帯の負担は大変重たいものとなっております。これほど高い保険料になるのは国からの国庫負担金が減らされ続けてきたことが大きな要因であり、本来責めを受けるのは国であると考えているのであります。

しかしながら、国が負担金を減らしてきたツケを国民健康保険の加入者に押しつけるというのは筋違いであり、保険料の負担を少しでも軽くするための努力を町が行うべきであります。重い負担のために分納せざるを得ない加入者や、保険料を払った上にさらに病院で支払う医療費に困り受診を抑制する方々のことを考えると賛成できるものではないと考えるものであります。

以上です。

○竹内邦博議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 反対の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで討論を終わります。

これより、議案第9号「平成23年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○竹内邦博議長 起立多数です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「平成23年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○竹内邦博議長 それでは、原案に反対の方の発言を許可します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 後期高齢者医療制度については、75歳という年齢で受ける医療の内容も保険料も差別をされ、戦後の日本の復興を支えてこられた世代に対するひどい仕打ちと言わざるを得ない制度であると考えます。

これまでも繰り返し制度の問題点を指摘し、廃止を求めてきたものであり、早急にこの制度を廃止し、元の老人保健制度に戻すべきという立場から反対であります。

○竹内邦博議長 賛成の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで討論を終わります。

これより、議案第10号「平成23年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○竹内邦博議長 起立多数です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

皆さん、お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

次の再開は13時ちょうどです。よろしく願いいたします。

(午前11時56分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○竹内邦博議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、続きまして議案第11号「平成23年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第11号「平成23年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議案第12号「平成23年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第12号「平成23年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について、

起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を願います。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議案第13号「平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○竹内邦博議長 反対の方の討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 原案に賛成の方の発言を許可します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 介護保険の特別会計につきましては、委員会の審議におきまして、基金残高を次の期の保険料の見直しの際に保険料を引き下げるために投入するという意向が確認されたところであります。

これまでも繰り返し保険料の引き下げと介護サービスの充実を求めてきたものとして、次期の保険料の見直しの際の確実な保険料引き下げを大いにご期待申し上げて今回は反対という立場はとらないものであります。

以上です。

○竹内邦博議長 次に、原案に反対の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第13号「平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「平成23年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第14号「平成23年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議案第15号「平成23年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第15号「平成23年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議案第16号「平成23年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第16号「平成23年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、起立に

より採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号「平成23年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第17号「平成23年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号「平成23年度岬町水道事業会計予算の件」について、討論を行います。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第18号「平成23年度岬町水道事業会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案第19号「町道路線の認定の件」について、討論を行います。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第19号「町道路線の認定の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号「岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第20号「岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議案第22号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第22号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

議案第23号「岬町立集会所条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第23号「岬町立集会所条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議案第24号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第24号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

議案第25号「岬町特別会計条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○竹内邦博議長 反対の発言を許可します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、岬町老人保健特別会計を廃止するという目的のものでありまして、従来より後期高齢者医療制度を廃止して老人保健制度に戻すべきだという主張を重ね

てしてきたものとして、老人保健特別会計の廃止には賛同しかねるという立場であります。

○竹内邦博議長 続いて、賛成の方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで討論を終わります。

これより、議案第25号「岬町特別会計条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○竹内邦博議長 起立多数です。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

議案第26号「岬町学童保育に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○竹内邦博議長 反対の方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 賛成の方の発言を許可します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 これまで、学童保育については小学校3年生までの受入学年の引き上げを繰り返して求めてきたものであります。この要望は保護者のみならず祖父母からの要望も最近ふえていくところでもあります。

今回、この提案により柔軟な運用の方向性が示され、学年の引き上げを切実に要望される保護者の願いに真摯にこたえようとする町の姿勢を高く評価するものであります。

しかしながら、同時にまだ学年の引き上げについては不十分だということも言わざるを得ません。今後のより一層の対象者の拡大を求めて賛成したいと思います。

○竹内邦博議長 次に、原案に反対の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで討論を終わります。

これより、議案第26号「岬町学童保育に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

議案第27号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○竹内邦博議長 反対の方の発言を許可します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、国民健康保険の条例の中で、出産育児一時金の増額を恒久化するという内容がありまして、それについては妥当であるというふうに考えるものでありますし、大いに歓迎するものであります。

しかしながら、もう一方で賦課限度額が引き上げられるという内容が示されたところであります。

岬町の国民健康保険では加入者の8割を超える世帯が年間所得200万円以下という困窮した状況になっております。

高所得者層の保険料の最高限度額を引き上げることによって中間所得者層の負担を軽くするためとの説明を受けたところでありますが、岬町の国民健康保険の加入世帯において高所得者と呼ばれる世帯は割合が少ないだけでなく、一般的に見て高所得とはとても言えない水準であります。賦課限度額の引き上げは既に重すぎる負担をさらに重くすることにしかならないと言わざるを得ないと考えるものであります。

この高すぎる保険料の根本解決には、先ほど申し上げましたとおり、国庫負担金を以前の状況に戻すことしかあり得ないというふうに考えるものでありまして、賦課限度額の引き上げに反対する立場であります。

以上です。

○竹内邦博議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これでは討論を終わります。

これより、議案第27号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○竹内邦博議長 起立多数です。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議案第28号「岬町下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第28号「岬町下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

議案第29号「岬町財産区管理会条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第29号「岬町財産区管理会条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

三常任委員会に付託された案件はすべて議決されました。

各委員の皆さん、本当にご苦労様でした。

○竹内邦博議長 日程2、議案第30号「平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部理事、谷下泰久君。

○谷下企画部理事 日程2、議案第30号、平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2次）の件につきまして、概要を説明させていただきます。

今補正予算は昭和62年度に本町から住宅新築資金及び宅地取得資金として借り受けた者からの繰上償還があり、これに伴い、当時、貸付事業費の財源の一部として借り入れた地方債の繰上償還を行う必要が生じることから所要の経費を計上するものでございます。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,385万円とするものでございます。

次に、歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。

なお、詳細につきましては、4ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

歳入予算といたしまして借受者からの繰上償還に係る貸付元利収入92万9,000円を財源に、歳出予算におきましては地方債の繰上償還に伴う地方債元利償還金といたしまして同額をそれぞれ計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第30号「平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2次)の件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

○竹内邦博議長 日程3、議案第31号、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 それでは、日程3、議案第31号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件について、説明をさせていただきます。

提案理由は、行財政改革のさらなる推進を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

まず最初に、今回の改正に至りました背景について説明をさせていただきます。

この条例の改正(案)は職員の給与を減額する内容でございます。過去の給料減額でございますが、平成17年1月から平成18年3月までの間、管理職で5%減、管理職以外で4%減。平成18年4月から平成18年12月までは、全職員の給料が平均4.8%減。平成19年1月から平成20年3月の間では、管理職のみ1.5%減。平成20年4月から平成21年3月までは全職員の給料が3%減。平成21年4月から11月までは同じく2%減を実施し、そして平成21年12月から平成22年3月までは1%減。平成22年4月から平成22年11月までは2%減。平成22年12月から平成23年3月までは1%減を実施している状況でございます。

職員の給料の減額につきましては、平成22年度の人事院勧告でもマイナスとなりまして、職員の年収は減額となっている状況ではございますが、本町の財政の再建に向けまして平成23年度につきましても職員の給料の減額を実施させていただきたいと考えております。

内訳としましては、管理職で給料の2%減をこの4月から平成24年3月まで、管理職以外では給料の1%減を4月から12月までの間継続してまいりたいというものでございます。

減額の率、期間につきましては管理職と管理職以外において差がございます。この差につきましてご説明させていただきたいと思います。

管理職につきましては、集中改革プランの計画の目標でございます給料減額率2%を平成23年度中お願いするものでございます。近隣の市町村及び他の町の状況は各市町村での財政状況などにより違いがございます。忠岡町、熊取町、田尻町では減額の予定はございませんが、豊能町では5%の給料減額、阪南市では管理職で3%、管理職以外で2%から1.5%の給料減額。泉南市では管理職で5%から3%、管理職以外で2%の給料減額を予定しているとのことでございます。

本町の管理職以外の職員の給料減額率、期間につきましては管理職と同様の内容を提示しておりましたが、労使協議を重ねまして、その結果、合意したものでございます。

長年にわたりまして給料減額が続いてる中で、職員の志気や生活設計及び23年度の人事院勧告の状況も勘案し、平成23年12月までの期間として合意することに至ったものでございます。よろしくご理解をいただきたいというふうにお問い合わせ申し上げます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

附則第26項につきましては、「平成22年4月1日から平成23年3月31日まで」を「平成23年4月1日から平成24年3月31日まで」に改め、「給料表の適用を受ける職員」の次に「(第13条に規定する管理職手当の支給を受ける職員に限る。)」を加えるものでございます。これにより、管理職の給料を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで2%減額するものでございます。

次に、附則第27項の改正でございます。

平成23年4月1日から平成23年12月31日までの間におけます第3条に規定する給料表の適用を受ける職員(第13条に規定する管理職手当の支給を受けない職員に限る。)の給料月額、第3条の規定にかかわらず、この規定による給料月額から当該給料月額に100分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を減じて得た額とする。ただし、職員の退職手当に関する条例に基づく退職手当算定の基礎となる給料月額につきましては、第3条の規定による額とするものでございます。

退職手当の算定の給料月額につきましては、この給料減額を対象としないものでございます。管理職の退職手当の算定も同じでございます。これにより、管理職以外の給料を平成23年4月1日から平成23年12月31日まで1%減額するものでございます。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしております。

なお、この給料減額による効果額でございますが、約1,400万円を見込んでございます。

以上が、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の内容でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 職員の皆さんにさらなるカットということで大変心苦しく思いますが、質問というより、これも先ほど一般会計の中でありました附帯決議の中に関しますけれども、そのときも説明がいろいろ不十分だったということが要望されておりますが、今回も先ほど笠間部長のほうから口頭でのいろいろ今までの経過並びに金額的な説明もございましたが、そこで概略をペーパー1枚にして、これだけの効果額があるというふうな表示をしていただくことで、議員の皆さんのいろいろな疑問も解決できるんじゃないかというふうに考えますので、そういう1枚つけていただくことが議員の了解をすぐに解決ができるんじゃないかというふうに要望いたしますので、そういう書類をつけていただくことを今後要望いたします。

以上です。

○竹内邦博議長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○竹内邦博議長 反対の方の発言を許可します。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 それでは、原案に賛成の方の発言を許可します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほどの説明において、一般職の職員の給与の減額が示されたところであります。説明の中にもあったとおり、職員にも家族があり、将来の生活設計があります。足元の生活が安定しないことには住民に奉仕するという職責が果たせるのか、住民への影響はないのか等の不安を感じざるを得ません。

しかしながら、同時に組合との合意が得られたということも説明の中で示されたところであり
ますので、その協議の結果を尊重したいと考えるものであります。

同時に、今後さらに協議が残されている課題があるように見受けられますので、今後も一層丁寧な協議と合意の形成を行うよう求めて賛成したいと思います。

○竹内邦博議長 次に、原案に反対の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで討論を終わります。

これより、議案第31号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第31号は可決されました。

○竹内邦博議長 日程4、議員提出議案第1号「岬町議会議員定数条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。議会議員、豊国秀行君。

○豊国秀行議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第1号、岬町議会議員定数条例の一部を改正する件を、地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

この案件は、昨年12月議会において否決されましたが、再度提案します。

提出者、岬町議会議員、豊国秀行。

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員、奥野 学、鍛冶末雄、出口 實、川端啓子。

以上であります。

裏面をご参照願います。

提案理由は、岬町行財政改革の推進を目的とし、経費のさらなる削減と住民の切なる要望と近隣市町と比較し人口の割合をかんがみても多いため、議員定数に所要の改正を行うものであります。

ちなみに近隣自治体の議員定数を見ますに、隣の阪南市は人口約5万8,000人に対し議員

は16人、忠岡町は約1万8,000人に対し12人、田尻町は約8,000人に対し10人、熊取町は、過日2月14日の臨時議会で約4万5,000人に対し2人減らし14人と決定されております。このことから、岬町が12人になっても何の障害のないことが歴然としております。

報酬カットの声もありますが、報酬カットについては4月の町議選を終えて改選後にも条例改正が可能であります。しかし、定数削減についてはこの機会は4年後になります。そのことをかんがみ、今議会において定数削減の条例改正を実現したいと強く望むものであります。

岬町議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします。

岬町議会議員定数条例（平成14年岬町条例第18号）の一部を次のように改正する。

「14人」を「12人」に改める。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

参考までに新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○竹内邦博議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原晶君。

○中原 晶議員 ただいまの提案理由に示されている中身についてお聞きしたいと思います。

提案理由の中で、近隣市町村と比較し人口の割合をかんがみても議員の数が多いという説明がありました。

その中で、具体例として挙げられていたものは、阪南市と忠岡町と田尻町が挙げられておりましたけれども、阪南市は、確かに人口と議員の比例は非常に議員の仕事としては大変な仕事になるんじゃないかと思われるような数になっております。

忠岡町につきましては、ほぼ岬町と同規模、若干、忠岡町のほうが議員の人数が少ないので、議員1人に対する住民の方の数は多いということになりますけれども、田尻町については、8,000人の人口に対して議員が10人であるということでありますので、議員1人当たりの住民の数ということを計算しますと、800人ということになります。

これは、岬町の割合と比べまして、岬町は議員1人当たりの住民の割合は1,293人ということになっておりますので、近隣の市町と比較しても議員の数が多いということが言いつらいのではないかなというふうに考えますけれども、そのあたりについてはどのようにお考えかお

聞きしたいということが1点と、それから人口のことを挙げておられますけれども、岬町は非常に町の面積が広いわけでありまして、その点については検討が加えられたのかどうか。

この2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○竹内邦博議長 はい、答弁。豊国秀行君。

○豊国秀行議員 確かに田尻町については8,000人に対し10人ということで、岬町と比較すれば議員の数としては少し多い、これは当然多いところもあります。

だから、1町をとらまえて言ってるわけではないんですけれども、やはり、最低限、議員の数は必要かと思います。現実には、こういうふうに数字になっております。

次の岬町の間積について、広いということもございますけれども、面積の割合については岬町だけでもなく、ほかにもやはり広いところもあろうかと思ひます。そのことを重要視しているわけではございません。

以上でございます。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま面積についてのご回答があったところでありまひすけれども、以前、議会の中で審議する際に配られた資料で確認いたしますと、大阪府下の10町村の間積について平均しますと2.15平方キロメートルが平均であります。岬町の間積は49.07平方キロメートルでありまして、岬町よりも大きな規模の町村は能勢町の98.68平方キロということになっております。

面積については加味されていないということで今ご答弁いただいたところでありまひすけれども、やはり、私ども議員というのは選挙区が岬町ということでありまひすので、自分の住んでいる地域の近隣だけではなく、すべての岬町にお住まいの皆さんのお声を拝聴しなければいけないという責任が課せられているわけです。

ですので、当然広い範囲にまたがるこの岬町全域にわたって活動を展開しなければいけないということも考慮して提案されてのことかと考えたんですが、そうではなかったという答弁が得られましたので、その点については確認のみで結構であります。

○竹内邦博議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。

○反保多喜男議員 反対です。

○竹内邦博議長 それでは、反対の方の発言を許可します。

反保多喜男君。

○反保多喜男議員 私は議員削減のほうでなしに、歳費削減のほうの議案提出者でございます。

ただいま、岬町行財政計画の推進を目的とし、経費のさらなる削減を図るため議員定数を削減するという考え方もございますが、本町、岬町は先ほど中原議員も言われてましたように、非常に東西に長く、他の市町村に比べて人口の割には行政面積が広い分、議会議員の定数を減らすと広く住民の声が町行政に反映することができないおそれも生じてきます。

きょうは傍聴の席には各自治区の区長さんもおみえになっておられますが、いつもながら区長さんにはお忙しく、また自治区のリーダーシップを発揮していただいて、深く感謝をする次第でございますが、現に岬町は自治区の区長さんが61名ございます。

近隣の比較になっていきますが、田尻町はわずか3つの自治区でございます。3人の区長さんの中で運営されております。忠岡町は岬町とほぼ同じでございますが、自治区の数も25で、25人の区長さんで運営されております。実際に岬町の61の区長さんの中には人数の多い住民さんがおられる、また少ないところもおられるでしょうけど、やはりやってるお仕事は遜色なく忙しく、いろいろ安全なまち、安心な地域を目指して一生懸命に共通されて頑張ってもらえる区長さんが岬町にはそろっていると思っております。

そこで、私は議員定数を減らすことなく、また、経費のさらなる削減を図るために議員報酬の削減を提案させてもらっている提出者でございますが、やはり、今は経済的なことを踏まえて議員の削減の2名分、イコール1,100万ほどの金額より、私の提案させていただいております、14人でありながら全額では1,300万の経費を削減するというところで、こういう体制で私のほうで提出させてもらっております。

ゆえに、先ほどの議員提出議案に対しましては反対討論といたします。

○竹内邦博議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 現在の町財政は大変厳しい状況です。そのため、住民の皆様へもいろいろとご協力いただくことがふえてまいります。

議会においてもさらなる経費削減を図るため、まず議員みずから身を切る必要性を痛感し、また行財政改革推進中でもあり、議員定数2名削減を12月に引き続いて今回も提案されております。

す。

議員削減は4年に一度、今、この時期を逃すと4年先となるため、このたびの3月議会に再上程することになりましたが、どうしても可決させたく、岬町自治区連合会会長様に定数削減の要望書を提出いたしました。奇しくも一日おくれで議員報酬並びに政務調査費削減の要望書が他の議員グループからも提出されたため、岬町自治区長会61名様がどのように考えられているのか調査結果をいただくことになりました。

その結果、議員定数削減について、賛成55名、反対5名、白紙1名。61名中55名が賛成ですから、賛成率が90.2%。報酬等削減について、賛成者39名、反対14名、白紙4名、棄権4名。61分の39、賛成率63.9%。以上のとおり、61自治区の皆様方の正直なご意見をちょうだいいたしました。

定数削減に反対される議員の反対理由を考えてみますと、3件ほど挙げられておられます。2名削減したために議会運営に支障を来さないか。2点目が、居住区が東西に長いため、住民の声が届きにくいのではないかと。上記2件は、経験しないことをあれこれ心配するよりも、議員活動をより積極的にすればよいと強く考えるものです。また、汗を流している議員が削減される可能性もあるということですが、住民の皆様は汗を流して頑張る議員ほど最優先で議会へ送ってくださることは間違いないと思います。現在、行財政改革進行中ではありますが、このような汗をかくような仕事をしなくて行財政改革には取り組みません。

私は、今回、61名の自治区長様の貴重なご意見を真摯に受けとめ、定数削減も後から出ます報酬削減も賛成することにしていきます。議員皆様、どうかご賢察の上、賛同いただくようお願いして終わります。

以上です。

○竹内邦博議長 次に、原案に反対の方の討論を。

辻下正純君。

○辻下正純議員 今回、改めて議会とは、議会機能とはどのようなことかと考えさせられた。行政側と十分な意見交換をし、議論を交わすことの重要性が改めて求められている。

その中、議会としてのチェック機能の大切さ、民意の反映を広く迅速に進めるために定数削減には反対するものであります。

以上でございます。

○竹内邦博議長 次に、原案に賛成の方の討論を求めます。

川端啓子君。

○川端啓子議員 議員提出議案第1号、岬町議会議員定数条例の一部を改正する件について、賛成の立場で討論させていただきます。

本町の財政が地域経済の低迷などが原因で厳しいことは周知のとおりであります。今回の東北地方太平洋沖地震の災害による経済の疲弊が岬町にも及び、さらに厳しくなることを危惧するものであります。

住民からは、以前にも増して議員に厳しい目が向けられております。各地では地方議会改革が叫ばれ、議員がみずからを律し、身を削る覚悟をされた方が大多数の住民から指示を受けております。

提案理由でも述べられておりますが、近隣自治体では、忠岡町、田尻町、熊取町と大阪府南部地区4町で岬町を除いて全自治体が4月24日執行の選挙には議員定数を削減して臨まれます。この議員の身を削ることについては、議員定数よりも報酬カットでとの声もありますが、報酬カットについては先ほどからも声が出ておりますが、4月の町議選を終えて改選後の6月議会でも条例改正が可能であります。

しかし、定数削減についてはきょうのこの日を逃すと、この機会は4年後になるということを引きょうご出席の議員各自が肝に銘じてしっかりと判断、英断をしていかなければいけないと思えます。そのことを、私、強く主張いたしまして定数削減の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○竹内邦博議長 次に、原案に反対の方の討論を求めます。

辻下文信君。

○辻下文信議員 行財政改革の一環として2名定数分の経費削減につながるという点におきましては一定理解できるといたしましても、議員定数削減によって議会運営に支障を来さないかといった点や、または議員による民意を反映する力が弱まらないかという点は私は強くやっぱり懸念いたしております。

具体的に、先ほどから言われてますが、岬町というのは東西に非常に長くて、地区と地区が、かなり端っこ端っこではかなり離れた状態にあります。こういった中において、情報過多の現在社会を迎えております。住民と議員の連携が今後ますます強化される必要に迫られております。そんな中で議員定数が削減されることは住民の声が届きにくいエリアの発生することや、とりわけ気軽に相談できる議員が少なくなるということを大変危惧します。

そこで、私は行財政改革の一環として議員定数の削減を目的とするなら、議員定数削減2名分以上相当分の議員報酬の削減をしたほうがよいと考えております。したがって、定数削減には反

対するものであります。

○竹内邦博議長 次に、原案に賛成の方の討論を求めます。

出口 實君。

○出口 實議員 冒頭に、3月11日の東北地方太平洋大震災により被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を念じているところであります。

本日は早朝から傍聴の皆様方、多数傍聴においでいただきましてどうもありがとうございます。傍聴席、1階のテレビ観賞の方々には議員定数削減に期待される方々だと私は推測いたします。

まず、私たちが提案している議員削減は昨年12月に否決されましたが、やはり議員削減に関しては4年に一度しか実施できません。歳費削減は年4回の通常議会において提案できます。条例変更は可能であります。まず、定数削減を実施し、財政面を見据えながら今以上に悪化するのであれば議員提案をし、条例変更すれば歳費削減はできます。

我々は住民さんの声、民意を十分理解し、議員定数削減を提言し、否決されてもなお民意を尊重するために可決に向けて努力したいと考えております。

歳費削減提案、議員側からは岬町の面積が広く、居住区域が東西に細長く伸びているという立地条件で、皆さんの意見、要望が12名では行政に反映できにくいとの意見がございますが、近隣の熊取町を考えてみますと、人口は4万5,000人、議員数は16名から2名削減され14名となりました。現在の熊取町の実態は山間部までが新興住宅地として開発され、岬町と熊取町と比較しても一目瞭然。また、人口面積割りにしても岬町は十分12名体制で住民の声を把握し、民意を行政に届けることは可能であると私は考えます。

3月22日に各区長様にこの問題を取り上げていただき、61名のアンケートの結果では議員定数削減に賛成の方が55名、反対5名、白紙1名であります。歳費削減の結果は賛成39名、反対14名、白紙4名、棄権4名であります。アンケート結果を尊重いたしますと、まず議員2名の削減を実施し、財政面を見据えながら通常議会において条例改正をし、歳費削減を実施するのが妥当だと考えます。

今回、歳費削減を実施いたしますと、若い世代の方々の議会参画が阻止され、阻害され、新しい人材が生まれることによりまちの活性化が阻まれることは住民の方々の大きなマイナス素材となります。

今の岬町は、若い息吹と岬町を改革するという各年代層のすばらしい人材が必要とされています。私は、今の現状では岬町の未来、将来はないと考えています。私の使命は子々孫々まですばらしい岬町を引き継ぐことだと考えております。

以上、賛成討論といたします。ありがとうございます。

○竹内邦博議長 次に、反対の方の討論を求めます。

反対の方の発言を許可します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 議員定数削減については、住民の利益を損なう結果になるという大きな懸念から私はこれまでも一貫して反対をしてまいりました。

議員の役割についてはさまざまな役割を求められるものでありますが、主には二つの役割が求められているというふうに考えているものであります。

一つの大きな役割は、住民と行政とのパイプ役という役割であります。住民の声を議会や行政に届けて町政に反映させるという大きな役割であります。議員を減らすということは、このパイプの数を減らし、パイプを細くし、町政や議会を住民から一層遠い存在にしかねないという懸念を持っております。問題の中心は、議員の役割が住民の皆さんに十分に見えていないことではないかというふうに考えるものであります。議会の役割を伝える努力が足りていないということについては、私自身も率直に反省をし、今後もより一層の努力が必要であると考えているものであります。

もう一つの議員の大きな役割は、行政のチェック役という役割であります。岬町ではこれまでも議員定数を減らし続けてきております。特に、今、町財政が危機的な状況の中にあり、行財政の見直しや無駄遣いの点検、大幅な福祉住民サービスの切り捨てなど行政をチェックする議員、議会の役割がこれまで以上に重要になっているというふうに考えているものであります。この上やみくもに定数を削減することは、行財政の立て直しや住民の利益に逆行しかねない問題ではないかと考えております。

日ごろ、ほかの議員の皆さんの活動も見せていただいて、役場に住民の方と一緒にみえになって交渉や相談に乗っている議員もよく見かけます。また、全員協議会等の場で私の耳には入ってきていないような住民からの声を理事者に対して問かけるといった姿も何度も目の当たりにしております。そういった住民のきめ細かな声を議会と行政に反映させる大きな役割を持っている議員を減らすということは、結果的に住民の利益を損なうということにつながるという立場から議員定数の削減には反対であります。

○竹内邦博議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどから討論の中で、岬町の面積の判断、民意の反映の判断ということが問い

ただされておりますけれども、私は一言で申し上げて議員個々においてのどれだけやる気があるかないかの問題であると思います。よって、2名定数削減を念じるものであります。

以上です。

○竹内邦博議長 次に、原案に反対の方の討論を許可します。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第1号「岬町議会議員定数条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○竹内邦博議長 起立少数でございます。よって、議員提出議案第1号は否決されました。

○竹内邦博議長 日程5、議会運営委員会委員長報告を行います。

過日、12月22日の本会議において議会運営委員会に付託しました議員提出議案第6号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」及び議員提出議案第7号「岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件」について、議会運営委員会で慎重に内容の審査をしていただいた、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、中原 晶君。

○中原議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審議経過と結果を報告いたします。

昨年12月議会において、議員提出議案第6号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」並びに議員提出議案第7号「岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件」の2議案が議会運営委員会に付託され、5回にわたって審議を行いましたのでご報告いたします。

議会運営委員会は、本年1月5日、1月27日、2月1日、2月3日、2月22日の5回開催し、1回目の1月5日には審議の進め方について検討し、全議員が参加する協議会の場で審議を行うか、7名の議員が所属する議会運営委員会の場で審議を行うか意見が分かれていましたが、2議案が議会運営委員会に付託されたことから、委員会の中で審議を進めることとなりました。

2回目の1月27日の委員会では、まずは議員提出議案第6号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」について、賛成議員、反対議員双方からの意見が出

し合われました。

賛成者からは、行財政改革に貢献するために議員報酬を削減すべきとの主張があり、反対者からは、若い議員が育つために報酬は削減すべきでないとの主張や、議員歳費には議員活動のみでなく生活を保障する観点があり、府下の町村と比較して平均的な歳費額であることも考慮し、削減すべきでないとの主張がなされました。

また、議員定数削減と議員報酬削減の折衷案が提案されましたが、今回付託された2議案については、報酬と政務調査費の削減に限られるので、定数削減にかかわる議論はなすべきでないとのご意見もあり、折衷案については議題としないこととなりました。

3回目の2月1日の委員会では、3月議会に再度議員定数削減の議案を提案するとの表明がなされ、審議の日程順についての要望がありましたが、後日に審議の場を譲ることとなり、前回に引き続き議員報酬削減についての意見を交わしました。

また、次の委員会で、委員会に所属していない傍聴議員からの発言も積極的に求めることとし、その上で採決を行うことを確認しました。

4回目の2月3日の委員会では、傍聴議員にも積極的な発言を求め、傍聴議員からは議員定数削減が望ましいという立場であり、行財政改革に協力するために定数も削減し、議員報酬も無期限で削減すべきとの主張がありました。

意見が出し尽くされたと思われ、討論・採決が行われました。

議員提出議案第6号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」について、討論はなく、賛否同数であったため委員長裁決となり、現状維持の原則にのっとり否決されました。

引き続き、議員提出議案第7号「岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件」について、審議されました。

政務調査費の廃止に反対する立場から、政務調査費については国の法律に基づいて支給されるものであり、削減するということになればその後の運営について不安が残るという趣旨から、廃止すべきでないという意見が出されました。それに対し、提案者から、他の市町村が減らしていることなどの提案理由が示されました。

採決では、議員提出議案第7号「岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件」については討論なく、賛成者が2名だったことから否決されました。

また、他の委員から、全額ではなく半額削減の提案があり、委員の意向を確認したところ、政務調査費については半額削減という結論に至りました。

5回目の2月22日の委員会では、改めて議員提出議案第7号「岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件」の修正案が文書でもって提案されました。修正案の内容は政務調査費を半額削減するものですが、採決において討論はなく全会一致で可決することが確認されました。また、修正部分を除く第7号議案の原案についても満場一致で可決されました。なお、期間については行財政改革の実施期間に合わせ来年度から5年間とされております。

また、議事次第についての意見も出され、議員提出議案第6号と第7号については申し合わせどおり最終日に採決が行われることとなり、新たに提出される議員定数削減を求める議員提出議案は、同じく最終日の第6号、7号議案の前に採決が行われることとなりました。

改めて審議結果のみを申し上げますが、本委員会に付託された2つの議案については、議員提出議案第6号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」は否決、議員提出議案第7号「岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件」は、修正案が満場一致で可決され、修正部分を除く原案についても可決されました。

以上が、本委員会に付託された2つの議案に対する審議並びに結果であります。

○竹内邦博議長 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、議会運営委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、議員提出議案第6号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

賛成討論、反対討論。

反対討論ございませんか。

賛成討論。辻下文信君。

○辻下文信議員 先ほどから言ってますように、定数削減はこの財政改革につなげたい趣旨であると思いますので、それなら民意反映の観点から議員全員責任のもと2名削減相当以上の財政改革につながる報酬削減を支持したいと思います。

○竹内邦博議長 次に、反対の方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 次に、賛成の方の発言を求めます。

辻下正純君。

○辻下正純議員 先ほど述べましたが、議会としてのチェック機能の大切さ、民意の反映を広く迅速に進めるためのあり方を考えた場合、行財政改革を進めるということから、議員の歳費等の削減を賛同もし、ここに賛成するものであります。

以上でございます。

○竹内邦博議長 次に、反対の方の討論を求めます。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 続いて、賛成の方の討論を求めます。

鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 歳費削減につきましては、不本意ですが賛成します。なぜなら、4年に一度の議員削減がなされなかったと。まず、これがなされてから歳費の削減もしたかったんですけども、だがしかし、厳しい状況の中、歳費削減も賛成します。

以上。

○竹内邦博議長 次に、反対の方の討論を求めます。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 続いて、賛成の方の討論を求めます。

奥野 学君。

○奥野 学議員 私は、先ほどの定数削減で否決されましたので、やむなく歳費削減に賛成いたします。

そして、ここで田代町長に要望がございます。今回の削減分を補助金、助成金カットで各ボランティアがいろんなところで各種団体の運営ができないところがたくさん出ております。そういうところに財政支援といいますか、再度助成をしていただくことを強く要望して私の賛成討論いたします。よろしくお願いいたします。

○竹内邦博議長 次に、原案に反対の方の討論を求めます。

豊国秀行君。

○豊国秀行議員 先ほど私が提案しました定数削減、否決となったわけですが、私はその件について可決になっておれば、こちらのほうの歳費削減のほうも賛成したい。かねてから私は両方すればいいというふうな考えを持っておりましたけれども、定数削減否決された今現在におきましては、この件について4月の町議選を終えて、来期の新議員で検討して決めていただければ

いいと思います。

よって、今議会では反対しております。

○竹内邦博議長 続きまして、原案に賛成の方の討論求めます。

中原 晶君。

○中原 晶議員 議員報酬の削減につきましては、議会がどうあるべきかという問題とかかかわってくると思いますので、そのあたりのことから私の考えを述べたいと思います。

議会の中には、若い方から経験を積んだ年齢を重ねた方々までさまざまな年齢やさまざまな立場の方が存在をし、住民のきめ細やかな声を反映できる、そういった議会にすることが住民に求められているものであるというふうに考えるものであります。

そういった議会をつくっていくことを考えますと、議員報酬の引き下げを行うことは若く意欲のある議員の立候補のハードルを非常に高くするものにならざるを得ないというふうに考えるものであります。

私は、議員というのは常勤で日常的に議員活動を行うべきものであるというふうに考えますけれども、育ち盛りの子どもがいるような方や、これから結婚をされるといった若い世代の方にも立候補をし、議会で活躍していただくということを考えますと、生活の保障が非常に困難にならざるを得ないと考えます。

今の議員活動は法律も非常に複雑でありまして、とても片手間でできる仕事ではないというのが私の5年間の議員経験の結論であります。ですので、本来であるならば議員活動を支え、また議員の生活も支えるという議員報酬の削減については行うべきではないという立場であります。住民生活がかつてなく厳しい状況が続いており、住民感情への配慮もした上で今回の提案については本意ではありませんが賛同したいと思います。

以上です。

○竹内邦博議長 ほかに討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。

○出口 實議員 反対です。

○竹内邦博議長 反対の方の発言を許可します。

出口 實君。

○出口 實議員 私は、先ほど議員定数削減に賛成をいたしました。やはり、歳費削減すること、今、先ほども話がありましたけれども、これから岬町にどういう議員が必要かということに対しまして、やはり、年代層の若い方、そして中間層、そして高齢者層という形の中でいろん

な年代層の議員が必要と岬町はされております。

そういう中で、やはり生活保障もできない、最低限の生活保障をしてあげて、若い民意がまちの活性化、そしてまちの魅力を岬町以外にどんどんどんどんアピールするような形の若い世代がこの岬町の議員として出てこないことには将来がないと思います。

そういう中で歳費削減は、私もこの後、統一選挙が終わってから、先ほどの反対討論でも言いましたけども、考えていかないかんというふうには考えております。そういう中で、議員の頭数が多くいればわからない部分の行政の中の経費がかかってまいります。そういうことで、やはり今回の歳費削減には反対といたします。

○竹内邦博議長 次に、原案に賛成の方の討論を求めます。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第6号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての議会運営委員長の報告は否決すべきものと決定しております。

したがって、議員提出議案第6号の原案について採決します。

議員提出議案第6号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」を、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○竹内邦博議長 起立多数です。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより、議員提出議案第7号「岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件」について、原案並びに修正案についての討論を行います。

まず、修正案についての討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶君。賛成の討論ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○竹内邦博議長 修正案に反対の討論ですね。

○中原 晶議員 はい。

○竹内邦博議長 発言を許可します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 政務調査費の交付に関する条例につきまして、修正案では1カ月に1万円の支給というものを5,000円と改めて減額しようという提案であります。

政務調査費につきましては、議員の報酬と違いまして、議員の生活を支えるというものではありません。議員活動そのものに必要な経費であり、適切に活用されたものは住民の利益に直結するものであると考えております。

私も含めて議員の皆さんは、議会の報告のために政務調査費を充てているケースもあると思います。このことによって、議会のことが住民に理解していただければ議員の活動を伝えることもできます。また、全額使わなかった場合、余った金額については返還することとなっており、住民にとって無駄なお金では決してないというふうに考えております。

1万円を5,000円にしたから賛成できるというのではなく、政務調査費についてはカットすべきでないという立場のために修正案について反対いたします。

以上です。

○竹内邦博議長 次に、修正案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで修正案の討論を終わります。

次に、原案に対しての討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第7号「岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件」について、採決に入ります。

まず、本件に対する修正案について、起立により採決します。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○竹内邦博議長 起立多数です。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま可決した部分を除く原案について、起立により採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○竹内邦博議長 起立多数です。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会の議会に付された事件はすべて議了いたしました。

皆さん、慎重審議ありがとうございました。

それでは、本年3月31日をもって退職されます田中教育長から退任のあいさつの申し出がありますので、これを許可します。

教育長、田中繁樹君。

○田中教育長 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。辞任のあいさつと御礼を申し上げさせていただきます。

私はこのたび一身上の都合によりまして、3月31日をもって岬町教育委員会教育長を辞任させていただくことになりました。本当に長い間ありがとうございました。

振り返り見ますと、昭和41年1月1日付で岬町職員に採用いただき事務職員として38年3カ月、教育長といたしまして6年6カ月の、合わせて44年9カ月の年月を重ねてまいりました。

これまでの間に、川島藤四郎町長をはじめといたしまして現町長の田代 堯町長まで、7人の町長のもとで勤めさせていただきました。そのときどきの上司や同僚の皆様には叱咤激励をいただき支えていただきましたことにつきましては、衷心より感謝申し上げます。

また、議員の皆様には、ときには厳しく、あるときは優しく手を差し伸べていただきご指導賜りましたことにつきましては厚く御礼申し上げます。

この44年間にはうれしいこと、楽しかったこと、またつらかったことや苦しいこともありました。一時はやめようと思ったこともございましたが、今ではみんないい思い出となっております。この思い出の一つ一つは私の財産でございまして、胸にしまっておきたいと思います。

4月からは海と山に囲まれた自然と人情豊かな環境の中で好奇心のわくものにつきましては積極的に挑戦していきたいと思っています。今後皆さんと出会ったときは、いい顔であいさつのできるような日常生活を送ってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、田代町長のリーダーシップのもとに心温まる行政のさらなる推進と町議会のますますの隆盛並びに今議会に出席の皆様のご健勝を祈念申し上げまして辞職の報告と御礼といたします。本当に長い間、ありがとうございました。

(拍手)

○竹内邦博議長 田中教育長におかれましては長い間、大変ご苦勞様でございました。

続きまして、本年4月30日をもって勇退されます谷本 貢議員から退任のあいさつの申し出がありましたので、これを許可します。

議会議員、谷本 貢君。

○谷本 貢議員 長時間の慎重審議により大変お疲れのところ、私のために貴重な時間をいただきましてまことにありがとうございます。

私、3期12年間議員生活を送らせていただきましたが、このたび体調、また年齢等いろいろ総合的なことを考えまして、今期限りで引退を決めたところでございます。議員在職中には議員

の皆様、また町長初め理事者の方々のご指導、ご鞭撻を賜り、無事議員生活を送ることができました。これ、まことにありがとうございました。ありがとうございました。

今後、一町民として岬町の発展のため、私にできることから行動してまいりたいと思っております。

また、議員の皆様方におかれましては、次の選挙にご健闘くださいまして全員がこの議場に帰ってこられますよう心よりお祈りいたします。

最後になりましたが、岬町の今後ますますの発展と議員の皆様方、また理事者の皆様方のご健勝・ご健康を祈念いたしまして、甚だ簡単ではございますが御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○竹内邦博議長 谷本 貢議員におかれましては、議会議長をはじめ、多くの役職につかれ、議会議員としての重責を全うされました。12年間、大変ご苦労様でございました。本当にありがとうございました。

(拍手)

○竹内邦博議長 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成23年第1回岬町議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時00分 閉会)

以上の記録が本町議会平成23年第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成23年3月24日

岬町議会

議 長 竹 内 邦 博

議 員 鍛 冶 末 雄

議 員 中 原 晶